

不法投棄実態調査 報告書

令和7年3月

沖縄県環境部環境整備課

1 本調査の調査方法について

(1) 調査概要

本調査は、令和5年度における県内の不法投棄事案について、市町村の協力のもと実施した調査である。

(2) 調査対象

令和5年度において市町村及び各保健所が把握している不法投棄事案のうち、発覚時における不法投棄物の重量が1 t以上の不法投棄事案を調査対象とした。

なお、調査対象事案のうち、一部撤去により1 t未満となっている場合も継続調査しており、全量撤去されるまで本報告書に計上している。

(3) 調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調査方法

ア 各保健所を経由して全市町村あてに調査票を送付し、令和6年3月末までに把握している不法投棄情報を収集した。（那覇市については、直接依頼している。）

イ 各市町村から提供された情報について、県が保有する情報と照合し、必要に応じ現場確認等を行い、それをもとに本報告書を作成した。

(5) 特記事項

ア 調査票を送付した市町村のうち、11市6町11村から調査対象となる不法投棄事案があるとの報告を受けた。うち、新規の不法投棄事案を報告した市町村は5市2町1村であった。

イ 本報告書の重量（t）については小数点第1位を、割合（%）については小数点第2位を四捨五入しているため、総数と個々の数値の合計が一致しない場合がある。

ウ 過年度の同調査報告書を精査したところ、集計に一部誤りがあり、本報告書で数値を修正しているため、過年度の報告書とは数値が合わない場合がある。

エ 本報告書における不法投棄物の重量は、目視による推計量である。

2 調査結果

(1) 不法投棄の件数や重量

ア 不法投棄の件数の推移

過去 10 年間ににおける不法投棄の件数の推移を図 1 に示す。

令和 5 年度に把握した不法投棄の件数は、令和 5 年度中に新たに報告された事案と過年度からの残存事案を合わせて 122 件であった。そのうち、同年度中に全量撤去に至った件数は 5 件であり、年度末残存件数は 117 件となった。

また、122 件のうち、令和 5 年度中に新たに報告された事案が 11 件であり、過年度から残存している事案が 111 件であった。

不法投棄の件数は、過去 10 年間では増加傾向にあるが、前年度の不法投棄の件数 123 件と比較すると 1 件減少する結果となった。

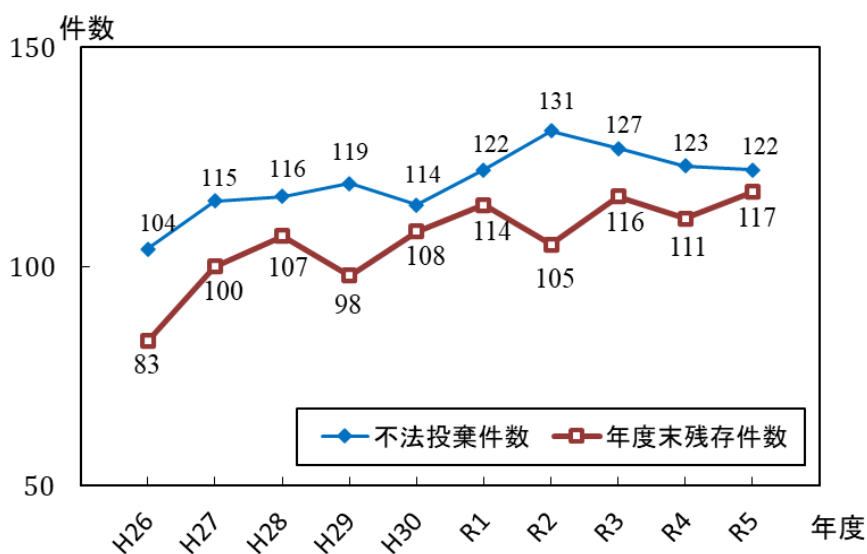


図1 不法投棄の件数の推移(平成26年度～令和5年度)

イ 不法投棄の総重量の推移

過去 5 年間に不法投棄された廃棄物の総重量の推移を図 2 に示す。令和 5 年度における不法投棄廃棄物の総重量は 2,502 t であり、前年度の 2,374 t と比較して 128 t 増加しており、過去 5 年間で最も総重量が大きい結果となった。

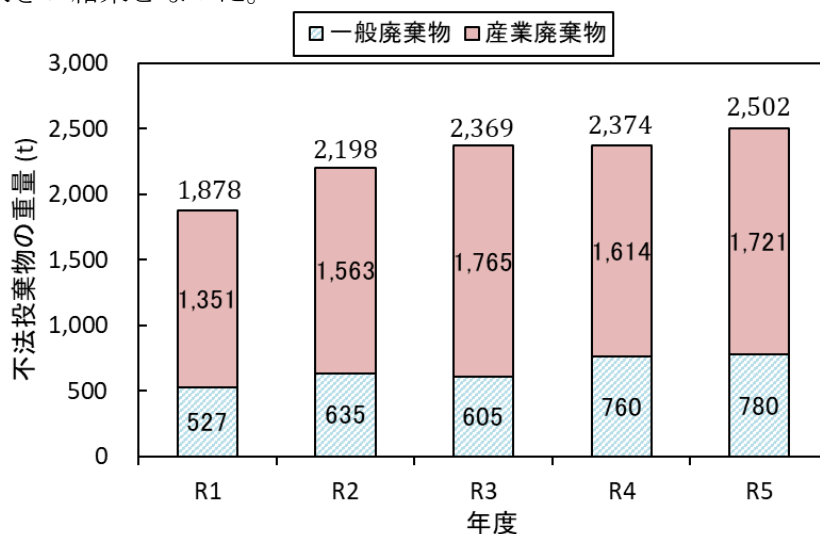


図2 不法投棄物総重量の推移(単位:トン)

ウ 不法投棄物の重量の分布

本調査で把握している 122 件の不法投棄事案について、不法投棄物の重量の分布を図 3 に示す。
主に、1 t 以上 5 t 未満の事案が多い。

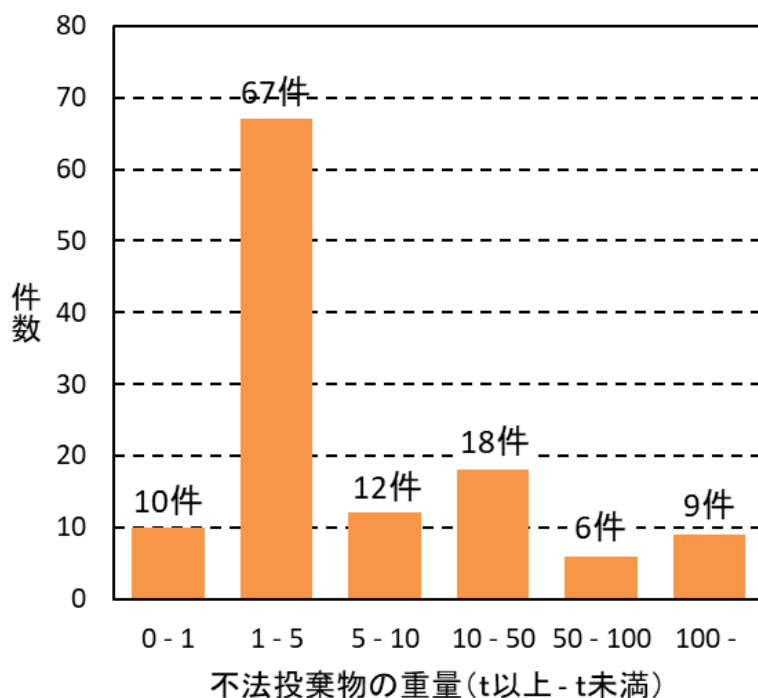


図3 不法投棄廃棄物の重量の分布

(2) 不法投棄場所

令和 5 年度に把握した不法投棄事案について、投棄場所別の内訳を図 4 に示す。図 4 a は件数の内訳を、図 4 b は重量の内訳を示している。

不法投棄場所別の件数及び重量は、原野 (36 件、951 t)、森林・山林等 (31 件、283 t)、農用地 (24 件、570 t)、河川敷・海岸等 (8 件、18 t)、その他 (23 件、680 t) となっている。

原野や農用地では 1 件あたりの重量が大きく、森林・山林等や河川敷・海岸等では小さい傾向にある。

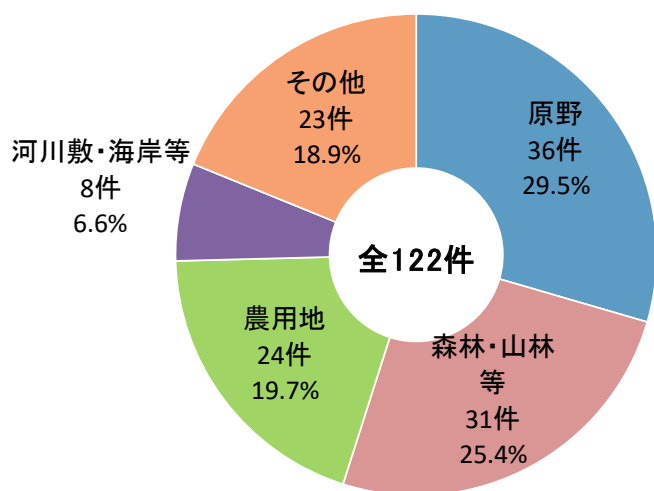


図4a 不法投棄場所の内訳(件数)

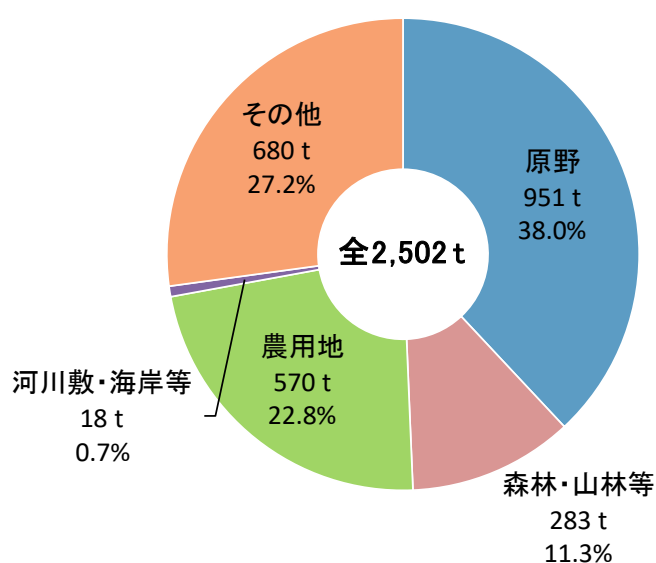


図4b 不法投棄場所の内訳(重量)

(3) 不法投棄物の内容

ア 不法投棄物の種類の内訳

令和5年度における不法投棄物の種類の内訳を図5に示す。

不法投棄物の総重量2,502tのうち、一般廃棄物は780t(31.2%)、産業廃棄物は1,721t(68.8%)含まれていた。産業廃棄物の種類として、廃プラスチック類(廃タイヤ)540t(21.6%)、廃プラスチック類(その他)278t(11.1%)、廃プラスチック類(建設系)220t(8.8%)、廃プラスチック類(農業系)40t(1.6%)、建設混合廃棄物224t(8.9%)、金属くず20t(0.8%)、その他産業廃棄物400t(16.0%)が主な内訳となっている。

また、不法投棄物の種類と投棄場所の関係を表1に示す。河川敷・海岸等では一般廃棄物が、原野、森林・山林等、農用地及びその他(道路、墓地など)では産業廃棄物が多くを占めている。

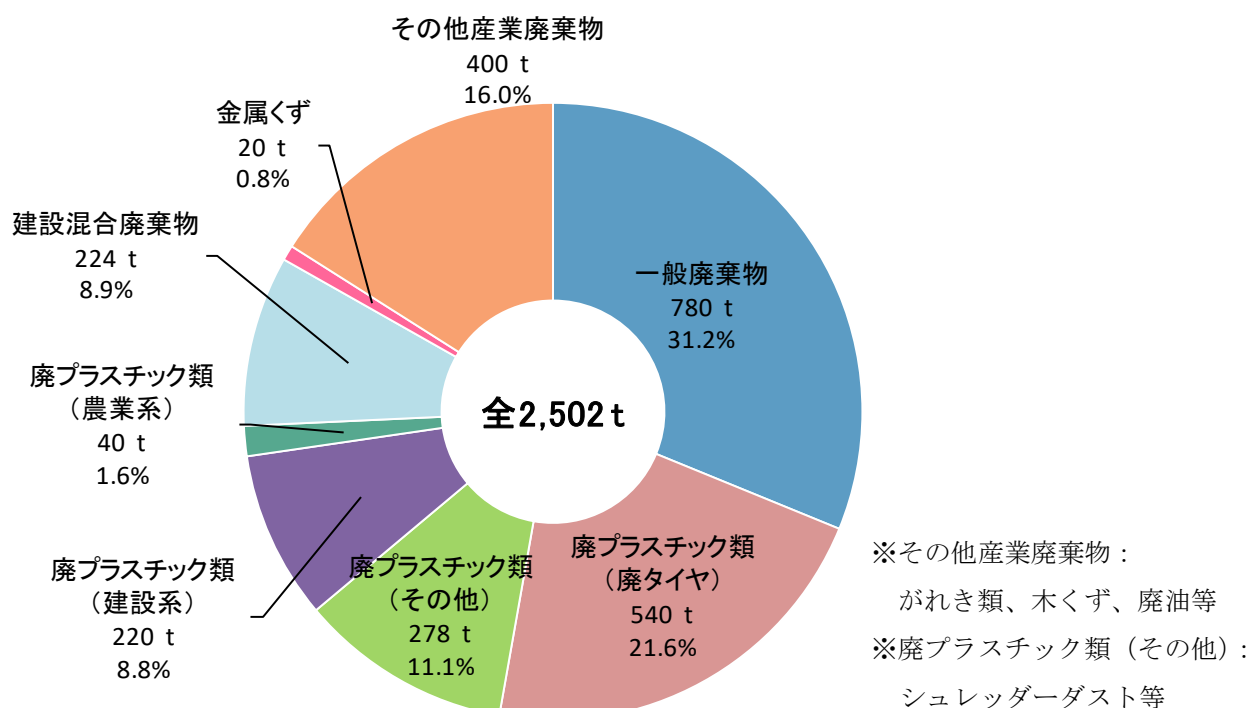


図5 不法投棄物の種類の内訳

表1 不法投棄物の種類と投棄場所の関係

(単位:t)

投棄場所 廃棄物の種類		原野	森林・山林等	農用地	河川敷・海岸等	その他	合計	全体重量に対する割合(%)
一般廃棄物		319	99	95	15	254	780	31.2
産業廃棄物		633	184	476	3	426	1,721	68.8
内訳	廃プラスチック類	501	39	346	0	192	1,078	43.1
	内訳							
	廃タイヤ	396	1	56	0	88	540	21.6
	その他	100	3	72	0	103	278	11.1
	建設系	6	35	180	0	0	220	8.8
	農業系	0	0	38	0	1	40	1.6
	建設混合廃棄物	0	0	10	0	214	224	8.9
	金属くず	4	1	5	2	8	20	0.8
	その他産業廃棄物	128	144	115	1	12	400	16.0
合計		951	283	570	18	680	2,502	100.0

イ 一般廃棄物の内訳

一般廃棄物については、調査方法の関係上、自由記述としたことから詳細な内訳及び割合等は不明であるが、多くの事案で「廃家電類」、「粗大ゴミ」、「家庭ごみ」等が報告されている。加えて、複数種類の一般廃棄物が同一場所に不法投棄されている状況が多く報告されている。

ウ 産業廃棄物と一般廃棄物の混在状況

不法投棄場所における一般廃棄物と産業廃棄物の混在状況は、産業廃棄物のみの投棄が 33 件 (27.0%)、一般廃棄物のみの投棄が 65 件 (53.3%)、混在状態の投棄が 24 件 (19.7%) となっている。

(4) 不法投棄の行為者

ア 不法投棄行為者の種類

本調査において確認された不法投棄の件数 122 件のうち、不法投棄行為者が判明している事案が 20 件、行為者不明の事案が 102 件となっている。

行為者の内訳は、排出事業者によるものが 6 件、無許可業者によるものが 4 件、その他（土地所有者の関係者など）が 10 件であった。

イ 不法投棄行為者に対する指導状況

不法投棄行為者が判明している 20 件については、県や市町村等の関係機関が協力し、行為者に対して適宜指導を行っている。このうち 3 件が全量撤去、1 件が一部撤去され、全量撤去以外の 17 件は撤去指導中である。

(5) 不法投棄物の撤去

ア 不法投棄物の撤去件数

過去 5 年間の年度内撤去件数と年度末残存件数の推移を図 6 に示す。令和 5 年度に報告された 122 件のうち、同年度内に全量撤去された事案は 5 件であり、撤去により令和 5 年度末残存件数は 117 件となった。

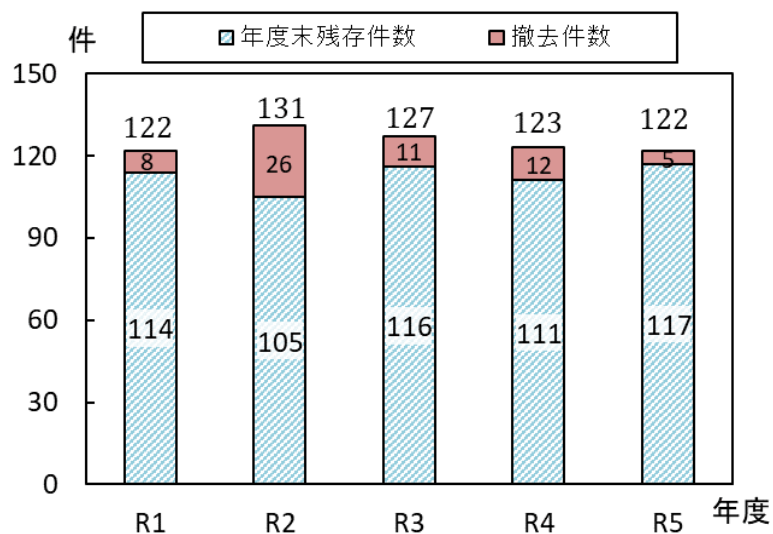


図6 年度内撤去件数と年度末残存件数の推移

イ 不法投棄物の撤去重量

過去5年間の年度内撤去重量と年度末残存重量の推移を図7に示す。総重量2,502tのうち、87tが撤去されたことで、同年度末の残存重量は2,415tとなっている。

撤去された廃棄物の内訳は一般廃棄物が48t(55.2%)、産業廃棄物が39t(44.8%)となっている。

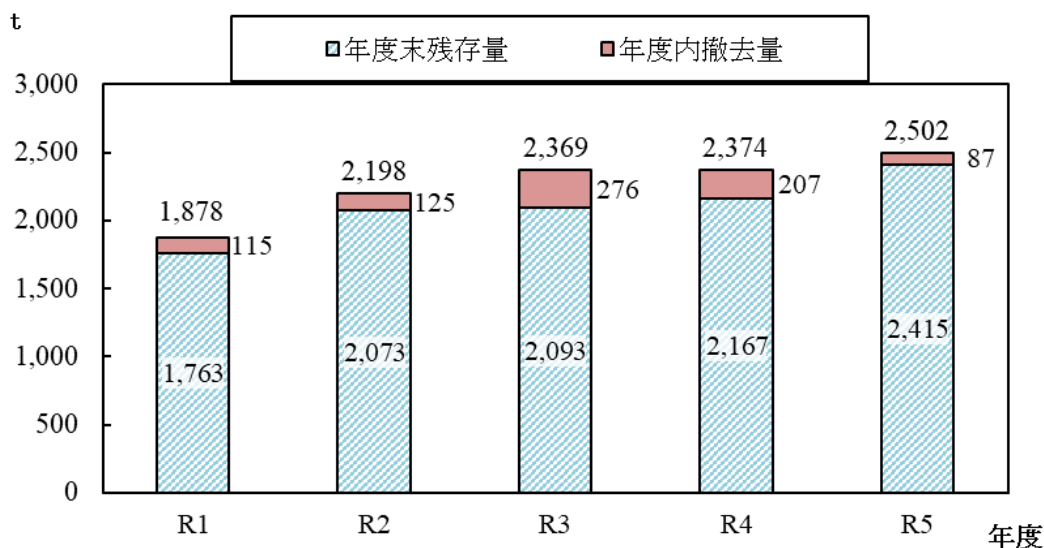


図7 年度内撤去重量と年度末残存重量の推移

(6) 撤去後（令和5年度末）の不法投棄の現状

ア 撤去後の不法投棄場所の内訳

撤去後に残存している不法投棄の件数117件について、投棄場所別の内訳を図8に示す。図8aは件数の内訳を、図8bは重量の内訳を示している。

投棄場所の内訳は、原野(33件、943t)、森林・山林等(30件、277t)、農用地(23件、518t)、河川敷・海岸等(8件、19t)、その他(23件、657t)となっている。

グラフの()内数値は撤去前との差を表している。

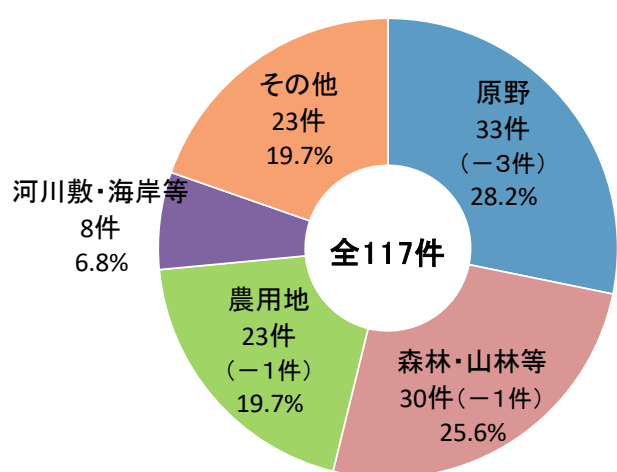


図8a 残存不法投棄場所の内訳(件数)

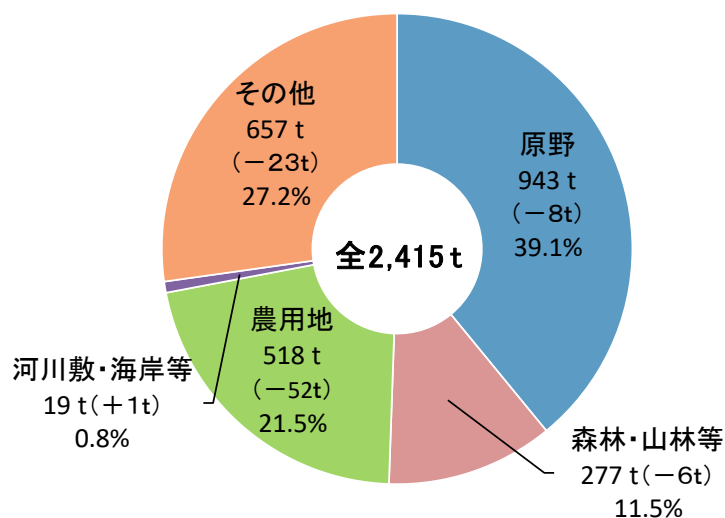


図8b 残存不法投棄場所の内訳(重量)

イ 撤去後の残存不法投棄物の種類の内訳

令和5年度末における撤去後の残存不法投棄物の総重量は2,415tとなっており、その内訳を図9及び表2に示す。

撤去後の残存廃棄物の総重量2,415tのうち、一般廃棄物は732t(30.3%)、産業廃棄物は1,682t(69.7%)であった。産業廃棄物の種類として、廃プラスチック類(廃タイヤ)539t(22.3%)、廃プラスチック類(その他)277t(11.5%)、廃プラスチック類(建設系)210t(8.7%)、廃プラスチック類(農業系)40t(1.6%)、建設混合廃棄物214t(8.8%)、金属くず19t(0.8%)、その他産業廃棄物385t(15.9%)が主な内訳となっている。

グラフの()内数値は撤去前との差を表している。

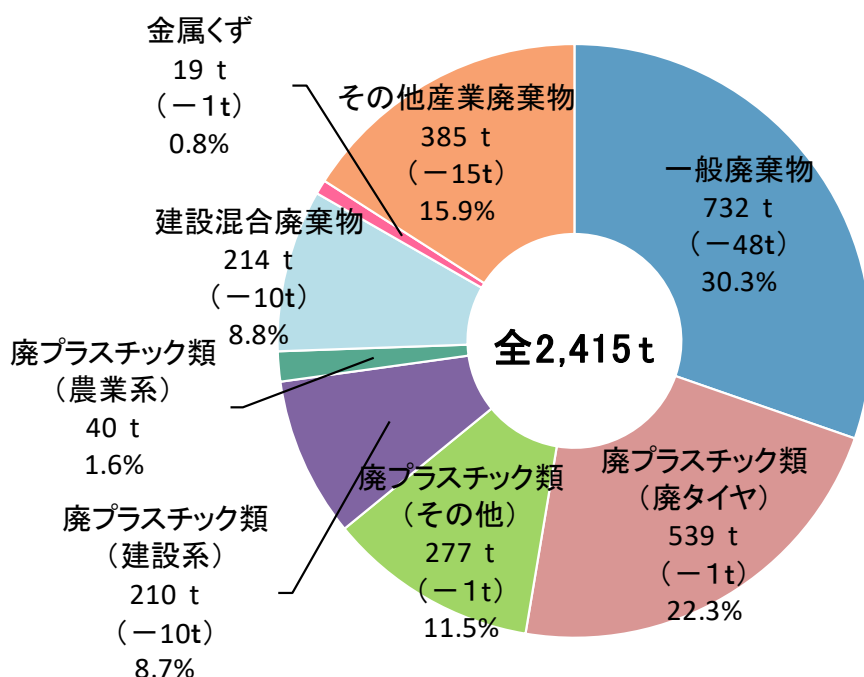


図9 残存不法投棄物の内訳

表2 残存不法投棄廃棄物の内訳(重量別)

(単位:t)

投棄場所		原野	森林・山林等	農用地	河川敷・海岸等	その他	合計	全体重量に対する割合 (%)
廃棄物の種類								
一般廃棄物		314	94	78	15	231	732	30.3
産業廃棄物		629	183	441	3	426	1,682	69.7
内訳	廃プラスチック類	499	39	336	0	192	1,065	44.1
	内訳							
	廃タイヤ	394	0	56	0	88	539	22.3
	その他	99	3	72	0	103	277	11.5
	建設系	6	35	170	0	0	210	8.7
	農業系	0	0	38	0	1	40	1.6
	建設混合廃棄物	0	0	0	0	214	214	8.8
	金属くず	3	1	5	2	8	19	0.8
	その他産業廃棄物	128	144	100	1	13	385	15.9
合計		943	277	518	19	657	2,415	100.0

(7) 撤去事案における撤去主体及び指導

ア 全量撤去事案

令和5年度内に全量撤去された5件の不法投棄について、不法投棄行為者が把握できていたのは3件(計43t)であり、3件全てにおいて県や市町村による撤去指導が行われており、各行為者によって全量撤去されている。

なお、行為者の把握ができていなかった2件(計4t)については、撤去についての指導は行えず、不法投棄場所となった自治体(市町)が全量撤去している。

イ 一部撤去事案

全量撤去には至らなかったものの、不法投棄量の一部が撤去された事案が3件あった。その内、不法投棄行為者が把握できていたのは1件で、自治体主催のボランティアによって31tのうち、約17t撤去されている。行為者が把握できていない残り2件の内、1件は不法投棄場所となった自治体が27.63tのうち、約21.52t撤去しており、もう1件は投棄された土地の管理者が2tのうち、1.25t撤去している。

(8) 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄件数の推移

各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄件数の推移を図10に示す。

例年、南部保健所は他の地域と比較して不法投棄件数が多い傾向にあるが、令和2年度以降件数が減少している。また、過去5年間の各管轄地域の件数の推移は、南部保健所管轄地域では減少傾向、その他の各保健所管轄地域及び那覇市では概ね横ばいまたは微増傾向となっている。

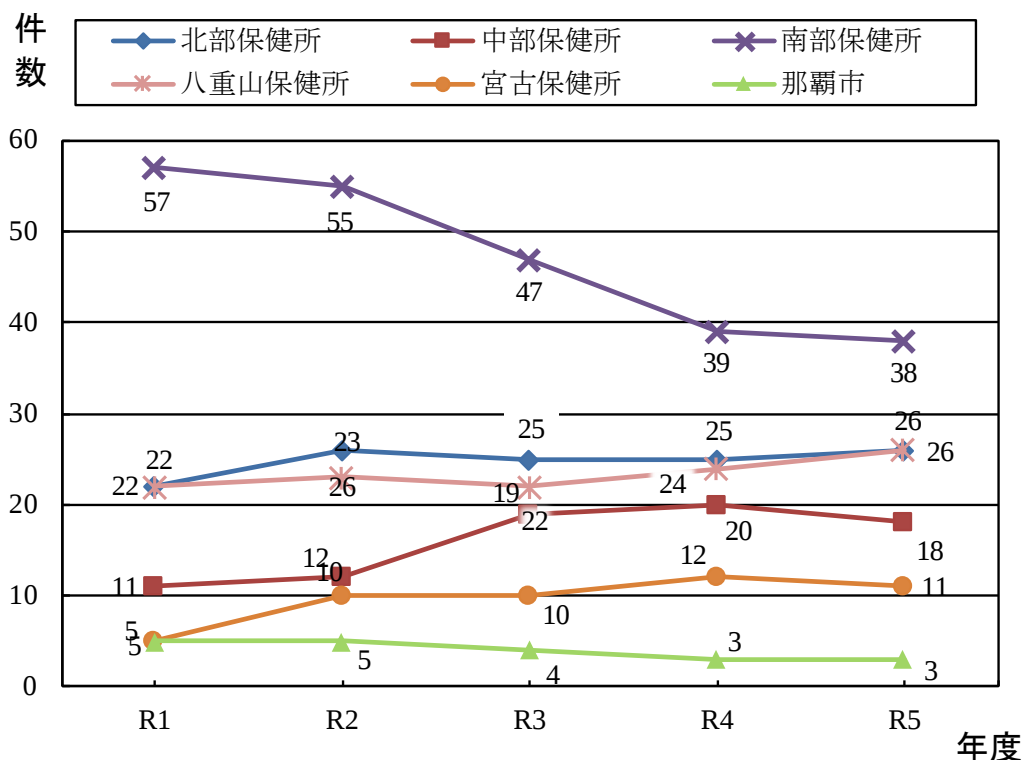


図10 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄件数の推移

(9) 各保健所管轄地域及び那覇市における不法投棄物の内容

ア 各保健所管轄地域及び那覇市における不法投棄物重量の内訳

各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄内訳を図 11 及び表 3 に示す。図 11a は件数の内訳を、図 11b は重量の内訳を示している。件数では南部保健所管轄地域が多いが、重量では宮古保健所管轄地域が最も大きい。件数あたりの重量が最も大きいのは那覇市管内地域で 1 件あたり平均 79 t、最も小さいのは南部保健所管内地域で 1 件あたり平均 8 t である。

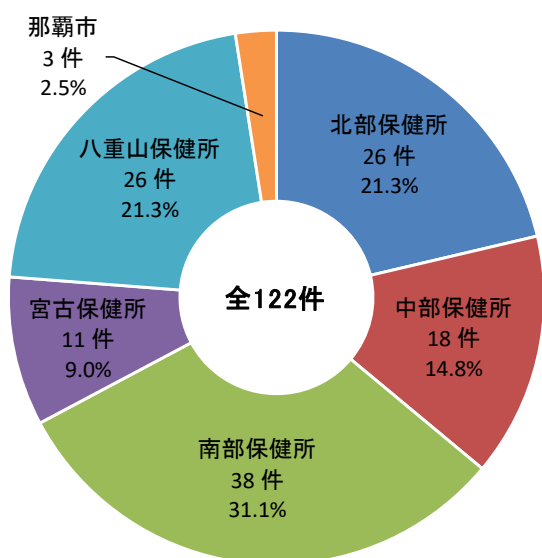


図11a 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄状況(件数)

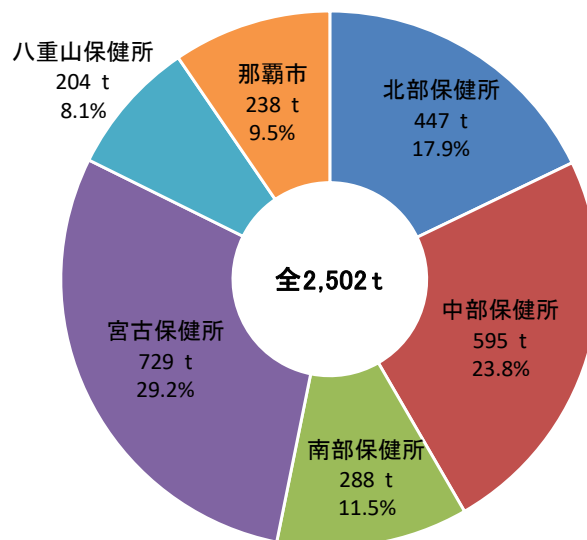


図11b 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄(重量)

表3 各保健所管轄地域及び那覇市における不法投棄物の重量

保健所名	一般廃棄物 重量(t)	産業廃棄物 重量(t)	合計重量(t)	総重量に対する 割合(%)
北部保健所	69	378	447	17.9
中部保健所	133	462	595	23.8
南部保健所	211	77	288	11.5
宮古保健所	46	684	729	29.2
八重山保健所	89	115	204	8.1
那覇市	233	6	238	9.5
合計	780	1,721	2,502	100.0

イ 一般廃棄物と産業廃棄物の混在状況

各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄現場における一般廃棄物と産業廃棄物の混在状況を表4に示す。

宮古保健所管轄地域では産業廃棄物のみが投棄されることが多く、中部保健所管内地域及び那覇市では一般廃棄物と産業廃棄物の混在割合が高い。それ以外の地域では一般廃棄物のみが投棄されることが多い。

表4 各保健所管轄地域及び那覇市における一般廃棄物と産業廃棄物の混在状況（単位：件）

保健所名	廃棄物の種類	一般廃棄物	産業廃棄物	混合	合計
北部保健所		15	8	3	26
中部保健所		4	4	10	18
南部保健所		26	8	4	38
宮古保健所		3	7	1	11
八重山保健所		17	6	3	26
那覇市		0	0	3	3
合計		65	33	24	122

(10) 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄場所の内訳

各保健所管轄地域及び那覇市における不法投棄場所の内訳を表5に示す。

地域別で見ると、北部保健所管轄地域、中部保健所管轄地域及び八重山保健所管轄地域では森林・山林等における不法投棄が多く、南部保健所管轄地域では原野、農用地における不法投棄が多い。

表5 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄場所の内訳（単位：件）

保健所名	投棄場所	原野	森林・山林等	農用地	河川敷・海岸等	その他	合計	割合(%)
北部保健所		8	12	3	1	2	26	21.3
中部保健所		4	5	3	1	5	18	14.8
南部保健所		12	3	12	5	6	38	31.1
宮古保健所		3	0	4	0	4	11	9.0
八重山保健所		9	11	2	1	3	26	21.3
那覇市		0	0	0	0	3	3	2.5
合計		36	31	24	8	23	122	100.0

3 本県の取り組み

(1) 概 要

不法投棄等の廃棄物の不適正処理は、生活環境に支障を及ぼすだけでなく、自然や景観を損ね、観光振興にも影響を与えかねない重要な問題である。

このため沖縄県では、不法投棄防止対策として県、警察本部及び海上保安本部等で構成する「沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び各保健所、市町村及び各警察署等で構成される「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置し、合同パトロールを実施している。

また、保健所の環境衛生指導員による監視指導体制に加え、平成 14 年度から本庁環境整備課に警察本部より警部 1 名を配置するとともに、平成 16 年度から警察官退職者を廃棄物監視指導員として各保健所に配置している。

引き続き、県警、市町村等関係機関との連携、廃棄物監視指導員等の配置及び関連施策の実施により、指導・取締りの強化を図っていくこととする。

(2) 実施している関連施策

- ア 産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル法許可業者への監視指導等
- イ 排出事業者に対する監視指導及び法令遵守の周知
- ウ 沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会の運営及び関係機関の連携による不法投棄防止に関する合同パトロールの実施
- エ 本庁環境整備課に警察本部より警部 1 名を配置（平成 14 年度～）
- オ 沖縄県廃棄物監視指導員（警察官退職者）を保健所に配置（平成 16 年度～）
- カ 市町村職員併任による産廃処理施設立入
- キ 廃棄物不法処理防止ネットワーク会議を各保健所に設置（平成 18 年度～）
- ク 産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対する産業廃棄物処理に関する研修会の実施
- ケ 市町村産廃対策支援事業（市町村が行う監視カメラの設置、不法投棄防止看板設置等への補助金制度）（平成 19 年度～）
- コ 沖縄県不法投棄原状回復促進事業（不法投棄の原状回復を行う事業に対する補助金制度）（平成 25 年度～）
- サ 市町村等に対する不法投棄等監視カメラの貸し出し（令和 2 年度～）

(3) 産業廃棄物処理業者等への指導状況等

ア 立入検査状況 （令和 5 年度）

産業廃棄物処理業者	467回
（産業廃棄物）排出事業者	159回

イ 行政指導等の状況 (令和5年度)

告発	1 件
措置命令	0 件
改善命令	1 件
取消処分	8 件
停止処分	1 件
報告徴収	11件
行政指導（警告書）	2 件

4 まとめ

(1) 不法投棄の件数

本調査では、不法投棄の件数が122件であり、前年度の123件と比較して1件減少した（図1）。

(2) 不法投棄場所の内容

不法投棄場所は、人目のつきにくい原野、森林・山林等が過半数を占め、道路や墓地への不法投棄も発生している（図4）。

(3) 不法投棄物の内容

本調査では、県内における不法投棄の総重量が2,502 tとなっており、そのうち一般廃棄物が780 t（31.2%）、産業廃棄物が1,721 t（68.8%）であった。前年度の調査結果2,374 tと比較して増加している（図2）。

不法投棄物の種類と投棄場所の関係では、河川敷・海岸等では一般廃棄物が多いが、原野、農用地、森林・山林等及びその他（道路、墓地など）では産業廃棄物が多くを占める（表1）。特に農用地では産業廃棄物が一般廃棄物の約5倍の重量で投棄されており、その差が顕著である。

産業廃棄物の重量別内訳では、「廃プラスチック類（廃タイヤ）」、「廃プラスチック類（その他）」、「建設混合廃棄物」が大部分を占めている。

また、一般廃棄物の不法投棄現場では、本来、家電リサイクル法に基づく処理が必要な廃家電（冷蔵庫、テレビ等）をはじめ、粗大ごみ、家庭ごみ等が投棄されている現場が多数報告されている。同一の場所に複数台の廃家電等が投棄されている事案が多いことから、消費者の行為のみならず、無償又は安価で廃棄物回収を行う無許可業者による投棄の可能性も考えられる。

(4) 不法投棄物の撤去と残存事案

令和5年度は、不法投棄の件数122件2,502 tのうち、5件87 tが年度内に全量撤去された（図6, 7）。前年度調査の12件207 tと比較すると全量撤去件数及び撤去重量ともに大幅に減少した。令和5年度末時点での不法投棄物撤去後の残存重量は約2,415 tとなり、前年度調査の2,167 tと比較すると11.4%多い残存量となった。

(5) 不法投棄の行為者及び対応状況

今回の調査で不法投棄行為者が判明している事案は、122件中20件であった。行為者が判明した事案のうち、排出事業者によるものが6件、無許可業者によるものが4件、その他によるものが10件であった。行為者が把握できている場合は、保健所、市町村等と協力しながら撤去等の指導を行うなどの対応を行っている。

令和5年度に全量撤去された5件の内、県や市町村による撤去指導が行われ、行為者により撤去された事案は3件であった。

不法投棄行為者が不明な事案については、引き続き不法投棄者の特定調査を継続していく。

また、新たな不法投棄を防止するために、定期的な監視パトロール等、関係機関と協働して対応するとともに、消費者や事業者に対して、廃棄物処理法や家電リサイクル法等、リサイクルを推進する各種個別法の周知、特に事業者に対しては産業廃棄物の排出者責任の原則の周知と適正な処理の推進を図る必要がある。

参考資料

(令和 7 年 3 月現在)

廃棄物（不法投棄）関係機関一覧

名称	電話番号	FAX 番号	管轄地域
沖縄県 環境部 環境整備課 (本庁)	098-866-2231	098-866-2235	-
沖縄県 北部保健所 生活環境班環境保全グループ	0980-52-2636	0980-53-2505	国頭村、大宜味村、東村、名護市、 今帰仁村、本部町、伊江村、 伊平屋村、伊是名村
沖縄県 中部保健所 環境保全班	098-989-6610	098-938-9779	恩納村、宜野座村、金武町、 うるま市、沖縄市、読谷村、 嘉手納町、北谷町、北中城村、 中城村、宜野湾市
沖縄県 南部保健所 環境保全班	098-889-6846	098-888-1348	豊見城市、南風原町、南城市 与那原町、八重瀬町、糸満市 西原町、浦添市 渡嘉敷村、座間味村、久米島町 粟国村、渡名喜村、南大東村 北大東村
沖縄県 宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501	0980-72-8446	宮古島市、多良間村
沖縄県 八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243	0980-83-0474	石垣市、竹富町、与那国町
那覇市 環境政策課	098-951-3231	098-951-3230	那覇市

※那覇市は中核市であるため、県の保健所ではなく、市が管轄している。